

## 議案第 67 号

平成 23 年度 亀山市 水道事業 会計 剰余金の 処分 及び 決算の 認定 について

平成 23 年度 亀山市 水道事業 会計 未処分 利益 剰余金 75,028,003 円のうち 5,000,000 円を 減債積立金 に、30,000,000 円を 建設改良積立金 に積立て、残余を 繰り越すものとし、併せて平成 23 年度 亀山市 水道事業 会計 決算 について、別紙のとおり 監査委員 の意見を 付けて 認定 に付する。

平成 24 年 8 月 30 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

### 別 紙

平成 23 年度 亀山市 水道事業 会計 決算書 及び 決算 審査 意見書

### 提案理由

剰余金の 処分 について 地方公営企業法 第 32 条 第 2 項 の規定 により 議会の 議決 を求め、決算 について 同法 第 30 条 第 4 項 の規定 により 議会の 認定 を求める。